

# 「とっとり匠の技」活用リモデル事業補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、「とっとり匠の技」活用リモデル事業補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 地域建築技能 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条第1項に規定する技能検定で、次に掲げる検定職種の一級又は二級の資格を有する者(以下「技能士」という。)が行う建築技能(当該技能士と所属を同一とする技術者が当該技能士の指導の下で行う建築技能を含む。)をいう。
  - ア 建築大工
  - イ 左官
  - ウ 建具製作
  - エ 畳製作
  - オ かわらぶき
- (2) 建築物等 既存の建築物(住宅を除く。)及びこれに付属する塀並びに住宅に付属する土蔵をいう。
- (3) こて絵 こてを用いて漆喰により建築物等に絵を描く装飾の技法をいう。
- (4) 改修 建築物等の機能及び性能を維持し、又は向上させるため、建築物等の全部又は一部について修繕、補修、模様替、更新(取替え)等の工事を行うことをいう。
- (5) 県産材 県内の森林で伐採された原木を県内で加工した木材をいう。
- (6) 内装造作 柱、はり等の構造材を除く室内の見え掛かり部分(床材、壁材、天井材等)の仕上げ改修をいう。
- (7) 小舞 竹や細木を縦横に組んだ塗壁の下地をいう。
- (8) 木摺り 小幅板材で組んだ塗壁の下地をいう。
- (9) 湿式工法 漆喰、プラスター、土系素材(珪藻土、じゅらく等)その他の左官材料をこてで塗り付ける工法をいう。
- (10) なまこ壁 漆喰により外壁を立体的に装飾する技法をいう。

## (交付目的)

第3条 本補助金は、県内の建築物等の改修における地域建築技能の活用を促進することにより、鳥取県の地域建築技能の継承と県産材の需要拡大及び地場産業の振興に寄与することを目的として交付する。

## (補助対象者)

第4条 本補助金の交付対象者(以下「補助対象者」という。)は、地域建築技能を用いて県内の建築物等の改修工事を行う者であって次に掲げるものとする。ただし、国又は地方公共団体から当該改修工事に係る他の補助を受けている者を除く。

- (1) 当該改修工事の対象となる建築物等の所有者
- (2) 当該改修工事の発注者、設計者又は施工者(当該改修工事の対象となる建築物等の所有者(以下「所有者」という。)と改修工事の発注者が異なる場合にあっては、所有者の同意を得ている者に限る。)

## (補助対象事業)

第5条 本補助金の交付対象事業は、次に掲げる要件を満たす地域建築技能による建築物等の改修(以下「補助事業」という。)とする。

- (1) 県内の建築物等の内部改修工事又は外部改修工事(住宅におけるこて絵の新設工事、更新工事を含む。)であること。
- (2) 県内に主たる事務所を有する業者(以下「県内業者」という。)による地域建築技能を活用した

工事であること。

- (3) 補助事業に係る施工に要する経費が100千円以上であること。
- (4) 別表の第1欄で区分された改修工事の同表の第2欄に掲げる地域建築技能の種類のうち、いずれか2以上を同表3欄に掲げる要件で規定する面積以上活用されたものであること。ただし、1つの地域建築技能に係る活用面積が同表の第3欄に掲げる要件で規定する面積に2を乗じて得られる面積以上である場合は、この限りでない。

(補助金の交付)

第6条 県は、第3条の目的を達成するため、補助事業を行う補助対象者に対して、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 補助金の額は、別表の第2欄の地域建築技能の種類に応じ、補助事業に係る施工に要する経費(以下「補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)の実支出額と同表の第4欄に掲げる基準額の合計額のいずれか低い額に2分の1を乗じて得た額(千円未満の端数は切り捨てる。)以下とし、50万円を上限とする。
- 3 一の建築物における本補助金の活用は、当該年度において一度に限るものとし、後年度においては、その前年度までに活用した改修工事の箇所以外の箇所で実施する改修工事について交付できるものとする。

(交付申請の時期等)

第7条 本補助金の交付申請は、3月10日(その日が休日の場合は直前の平日)までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとし、規則第5条第3号に掲げる書類にあっては次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 附近見取図
- (2) 工事見積書又は積算書
- (3) 技能士を証明する書類の写し
- (4) 施工箇所の見付面積がわかる書類(図面やスケールを当てた写真など)
- (5) その他生活環境部くらしの安心局住宅政策課長が必要と認める書類

- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等(消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等)若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第8条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 本補助金の交付決定を受けた者は、当該交付決定の日以降かつ当該交付決定の日が属する年度内に着工し、かつ翌年度の1月31日までに補助事業を完了しなければならない。
- 4 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第6条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更等)

第9条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の3分の1を超える減額を伴う変更
- (2) 活用する地域建築技能の種類の変更を伴う変更
- 2 本補助金の変更承認申請は、本補助金の交付の対象となる建築物等の建設工事が完了するまでに

行わなければならない。

3 第8条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日までに行わなければならない。

2 前項の報告書に添付すべき規則第17条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとし、同項に規定する知事が必要と認める書類は次に掲げるとおりとする。

(1) 様式第4号による確認書

(2) 完成前及び完成後の写真

(3) 左官技能を活用する場合は、下地の施工状況写真（下地要件なしの場合を除く。）

(4) 木製建具を使用する場合は、組立完了時写真（建具の種類ごとに施主名、建具業者名、建具の名称を記載した看板及び製作者写し込み）及び納品書の写し

(5) 畳を使用する場合は設置完了後の写真及び当該畳に係る納品書の写し

(6) かわらぶき技能を活用する場合は、瓦の留め付け状況及び棟の補強金物及び屋根下地への緊結状況が確認できる写真

(7) 第2条第1号に規定する技能士による施工又は取付け等を証明する写真

(8) 県産材の産地証明書の写し

(9) 法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の写し（建築確認（用途変更の場合を除く。）を要する場合に限る。）

(10) 請負工事契約書の写し

(11) 口座振込依頼書

3 規則第17条第3項の報告書は、様式第5号によるものとし、翌年度の4月14日までに提出しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている補助事業に係る仕入控除税額に対応する額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額における補助事業に係る仕入控除税額に対応する額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、本補助金の対象となる経費の額からその超える額を控除して様式第6号により報告しなければならない。

5 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、速やかに知事に様式第6号により報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(検査)

第11条 本補助金の検査にあたっては、前条の実績報告書により行うものとし、必要のある場合は県が現地での確認を行うこととする。

(財産の処分制限)

第12条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の相当する期間（同省令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

(提出書類の部数等)

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正本1部とする。

(雑則)

第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 1 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 2 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 1 6 日から施行する。

別表（第5条、第6条関係）

1 区分	2 地域建築技能の種類	3 要件	4 基準額
内部改修工事 （改修部分の 合計面積が7 平方メートル 以上であるこ と）	建築大工技能	県産材を使用して、内装造作を見付面積で7平方メートル以上仕上げるもの（合板仕上げは除く。）	見付面積に1平方メートル当たり12千円を乗じて得た額
	左官技能	小舞、木摺り又はせっこうラスボード下地の上に湿式工法により見付面積で7平方メートル以上仕上げるもの	見付面積に1平方メートル当たり15千円を乗じて得た額
	左官技能（下地要件なし）	湿式工法により見付面積で7平方メートル以上仕上げるもの	見付面積に1平方メートル当たり8千円を乗じて得た額
	建具製作技能	木製建具（框戸、格子戸、障子、欄間等）を見付面積で3平方メートル以上使用するもの	見付面積に1平方メートル当たり22千円を乗じて得た額
	畳製作技能	畳（置き畳を除く。）を見付面積で7平方メートル以上使用するもの。	見付面積に1平方メートル当たり6千円を乗じて得た額
外部改修工事	建築大工技能	県産材を使用して、外壁の下見板張りを見付面積で7平方メートル以上仕上げるもの	見付面積に1平方メートル当たり14千円を乗じて得た額
	左官技能（外壁）	小舞、木摺り又はせっこうラスボード下地の上に湿式工法により外壁を見付面積で7平方メートル以上仕上げるもの	見付面積に1平方メートル当たり15千円を乗じて得た額
	左官技能（外壁）（下地要件なし）	湿式工法により外壁を見付面積で7平方メートル以上仕上げるもの	見付面積に1平方メートル当たり6千円を乗じて得た額
	左官技能（塀）	湿式工法によりブロック塀等を見付面積で7平方メートル以上仕上げるもの	見付面積に1平方メートル当たり13千円を乗じて得た額
	左官技能（なまこ壁）	湿式工法によりなまこ壁を見付面積で7平方メートル以上仕上げるもの	見付面積に1平方メートル当たり30千円を乗じて得た額
	左官技能（こて絵）	湿式工法によりこて絵を見付面積で0.1平方メートル以上仕上げるもの	見付面積に1平方メートル当たり200千円を乗じて得た額
	かわらぶき技能	瓦を瓦標準設計・施工ガイドライン（一般社団法人全日本瓦工事業連盟他発行）に基づいて見付面積で7平方メートル以上使用するもの。	見付面積に1平方メートル当たり11千円を乗じて得た額

基準額の算定に使用する各要件の見付面積は、0.1平方メートルに満たない端数を切り捨てる。

様式第1号（第7条、第10条関係）

「とっとり匠の技」活用リモデル事業計画（報告）書

1 対象要件への適合

<p>1 地域建築技能活用 右記のいずれか2種以上の地域建築技能を活用すること。 ただし、1つの地域建築技能に係る面積が各要件に規定する面積に2を乗じて得た面積以上である場合には1種。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築大工（内壁 ・ 外壁）</li> <li>・左官（内部 ・ 外壁 ・ 塀 ・ なまこ壁 ・ こて絵）</li> <li>・建具製作（有 ・ 無）</li> <li>・畳製作（有 ・ 無）</li> <li>・かわらぶき（有 ・ 無）</li> </ul>					
<p>2 改修工事概要 内部改修工事は改修部分（室等）の床面積が7平方メートル以上あること。</p>	活用技能（1）	活用技能				
		施工場所	（内部 ・ 外部）			
		（内部改修部分床面積）	m <sup>2</sup>			
		施工内容				
	施工箇所見附面積	m <sup>2</sup>				
	活用技能（2）	活用技能				
		施工場所	（内部 ・ 外部）			
		（内部改修部分床面積）	m <sup>2</sup>			
施工内容						
施工箇所見附面積	m <sup>2</sup>					
<p>3 技能士 県内業者に所属する技能士（個人営業の場合は、県内に居住する技能士）が工事を施工する又はその技能士の指導の下で施工される工事であること。</p>	活用技能（1）	技能の種類		資格の種類	（一級 ・ 二級）	
		技能士氏名				
		施工業者名				
		所在地				
	活用技能（2）	技能の種類		資格の種類	（一級 ・ 二級）	
		技能士氏名				
		施工業者名				
		所在地				

2 算出内訳

地域建築技能活用	補助対象経費 (A)	基準額 (B)	(A) (B) を比較して、いずれか少ない方の額の2分の1
1. 建築大工技能	円	円	円
2. 左官技能	円	円	円
3. 建具製作技能	円	円	円
4. 畳製作技能	円	円	円
5. かわらぶき技能	円	円	円
合計（千円未満は切り捨て 上限50万円）			円

※基準額(B)は別表の各技能の基準額に対し、技能を活用した見付面積を乗じて算出した金額とする。

3 建築物の内容

所在地							
建築確認申請の要否	要 ・ 不要						
工期（予定・実績）	年	月	日	～	年	月	日
完成（予定）年月日	年	月	日				

#### 4 他の補助金の活用状況

活用の有無	補助金名、事業名、事業内容及び問い合わせ先（部署名、団体名、連絡先）
有 ・ 無	

※当該建築物の建設工事に、過去に補助金を活用した実績がある場合は、当時の補助内容を記載すること。  
また、今後、当該建築物（設備、備品を含む）に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合はその内容についても記載すること。

#### 5 消費税の取扱区分

以下より該当のものを記載すること。

- ・一般課税事業者
- ・簡易課税事業者
- ・免税課税事業者
- ・特定収入割合が5%を超えている公益法人等
- ・地方公共団体
- ・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者)

--

#### 6 所有者の同意

私が所有する下記の建築物等について、「とっとり匠の技」活用モデル事業補助金交付要綱を理解した上で、同事業の要件を遵守することを誓約し、同事業の補助金の交付を受けるための申請に同意します。（申請者と所有者が異なる場合は記入が必要です。）

（建築物の所有者）

所有者住所：

所有者氏名：

#### 7 発注者の同意

私が改修工事を行う下記の建築物等について、「とっとり匠の技」活用モデル事業補助金交付要綱を理解した上で、同事業の要件を遵守することを誓約し、同事業の補助金の交付（補助金の受領を含む）を受けるための申請に同意します。（申請者と発注者が異なる場合は記入が必要です。）

（改修工事の発注者）

発注者住所：

発注者氏名：

#### <添付資料>

- ・交付申請時及び変更承認申請時には、第7条第2項に規定する資料を添付すること。なお、実績報告時には変更の生じた場合のみ同様に添付すること。
- ・実績報告時には、以下の資料を添付すること。
  - ① 施工状況写真（工事看板写し込み）
  - ② 左官仕上げを行う場合は、下地及び工程の段階ごとの施工状況が確認できる写真（下地要件なしの場合を除く）
  - ③ 木製建具を使用する場合は、実績報告時に組立完了時写真（建具の種類ごとに施主名、建具業者名、建具の名称を記載した看板及び製作者写し込み）及び納品書の写し
  - ④ 畳を使用する場合は設置完了後の写真及び当該畳に係る納品書の写し
  - ⑤ かわらぶき技能を活用する場合は、瓦の留め付け状況及び棟の補強金物及び屋根下地への緊結状況が確認できる写真

令和 年度「とっとり匠の技」活用リモデル事業収支予算（決算）書

収入の部

（単位：円）

区 分	予算額	積 算 内 訳
県 補 助 金		
自 己 資 金		
その他の収入		
合 計		

「その他の収入」欄には、市町村等補助金、協賛金等を記載してください。

支出の部

（単位：円）

区 分	予算額	積 算 内 訳
工事契約額		
合 計		

様

鳥取県知事 印

年度「とっとり匠の技」活用リモデル事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった「とっとり匠の技」活用リモデル事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、・・・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助事業の実績について「とっとり匠の技」活用リモデル事業補助金交付要綱（平成25年4月1日付第201200179017号鳥取県生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第6条第2項の規定を適用して算出した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金は、間接国費補助金に該当するものであり、その收受及び使用、補助事業の遂行に当たっては、規則及び要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）の規定に従わなければならない。

「とっとり匠の技」活用モデル事業工事内容確認チェックシート

鳥取県知事 様

申請者名  
工事監理者又は工事施工者名

私は、実績報告書の提出に当たり、以下の要件について適合していることを確認しました。

要件項目		概要	確認欄	備考	
① 共通事項	建築物の権利等	自ら所有の権利を有する又は賃借権若しくは使用貸借による権利を有する又は改修工事に関して所有者の同意を得ていること	<input type="checkbox"/>		
	改修の規模 (内部改修工事)	改修する部分の床面積が7平方メートル以上であること	<input type="checkbox"/>		
② 地域建築技能活用	事 共通	いずれか2種以上の地域建築技能を活用すること。ただし、1つの地域建築技能に係る面積が各要件に規定する面積に2を乗じて得た面積以上である場合には1種	<input type="checkbox"/>		
	個別事項 内部改修工事	建築大工技能	県産材を使用して、内装造作を見付面積で7平方メートル以上仕上げたもの 【見付面積：                    m <sup>2</sup> 】	<input type="checkbox"/>	
		左官技能	小舞、木摺り又はせっこうラスボード下地の上に湿式工法により見付面積で7平方メートル以上仕上げたもの。 【見付面積：                    m <sup>2</sup> 】	<input type="checkbox"/>	
		左官技能 (下地要件なし)	湿式工法により見付面積で7平方メートル以上仕上げたもの。 【見付面積：                    m <sup>2</sup> 】	<input type="checkbox"/>	
		建具製作技能	建具製作技能（木製建具（框戸、格子戸、障子、欄間等）を見付面積で3平方メートル以上使用したもの 【見付面積：                    m <sup>2</sup> 】	<input type="checkbox"/>	
		畳製作技能	畳（置き畳を除く。）を見付面積で7平方メートル以上仕上げるもの【見付面積：                    m <sup>2</sup> 】	<input type="checkbox"/>	
	個別事項 外部改修工事	建築大工技能	県産材を使用して見付面積で7平方メートル以上下見板張りとしたもの 【見付面積：                    m <sup>2</sup> 】	<input type="checkbox"/>	
		左官技能(外壁)	小舞、木摺り又はせっこうラスボード下地の上に湿式工法により見付面積で7平方メートル以上仕上げたもの 【見付面積：                    m <sup>2</sup> 】	<input type="checkbox"/>	
		左官技能(外壁) (下地要件なし)	湿式工法により見付面積で7平方メートル以上仕上げたもの 【見付面積：                    m <sup>2</sup> 】	<input type="checkbox"/>	
		左官技能(塀)	湿式工法によりブロック塀等を見付面積で7平方メートル以上仕上げたもの 【見付面積：                    m <sup>2</sup> 】	<input type="checkbox"/>	
		左官技能 (なまこ壁)	なまこ壁を見付面積で7平方メートル以上仕上げたもの 【見付面積：                    m <sup>2</sup> 】	<input type="checkbox"/>	
		左官技能 (こて絵)	こて絵を見付面積で0.1平方メートル以上仕上げたもの 【見付面積：                    m <sup>2</sup> 】	<input type="checkbox"/>	
		かわらぶき技能	瓦を瓦標準設計・施工ガイドライン（一般社団法人全日本瓦工事業連盟他発行）に基づいて7平方メートル以上使用したもの。 【見付面積：                    m <sup>2</sup> 】	<input type="checkbox"/>	

この表はあくまで概要です。内容の確認に当たっては、「とっとり匠の技」活用モデル事業補助金交付要綱をよくお読みください。

≪記載要領等≫

1. チェックシートの目的

このチェックシートは、申請者（施主）及び工事監理者（建築士法に定める工事監理を行う方をいいます。以下同じ。）（工事監理者がいない場合は工事施工者）の両者が、予定した工事内容について適切に施工されているか自己チェックできるように、適合すべき要件等の概要を示したものです。

2. 記入方法

各項目について着工から完成までの間に両者で工事内容を確認し、次のとおり記名してください。

(1) 工事監理者がいる場合は、申請者と当該工事監理者が連名で記名。

(2) 工事監理者がいない場合は、申請者と工事施工者（複数の場合は代表者）が連名で記名。

3. 提出方法

このチェックシートは、「とっとり匠の技」活用モデル事業補助金実績報告書の添付書類として提出してください。

年 月 日

鳥取県知事 様

〒 ー  
申請者 住所  
氏名  
電話

「とっとり匠の技」活用リモデル事業補助金進捗状況報告書

年 月 日付第 号による交付決定に係る事業について、鳥取県補助金等交付規則第17条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助事業等の名称	「とっとり匠の技」活用リモデル事業補助金	
	算定基準額	交付決定額
交付決定	円	円
交付決定を受けた年度に係る実績	円	円
交付決定を受けた年度の翌年度に係る見込	円	円
着工年月日	年 月 日	
完成予定年月日	年 月 日	

様

住 所  
申請者  
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

「とっとり匠の技」活用リモデル事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日 第 号により交付決定のあつた「とっとり匠の技」活用  
リモデル事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告しま  
す。

- |                                    |   |   |
|------------------------------------|---|---|
| 1 交付された補助金等の額の確定額                  | 金 | 円 |
| 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額            | 金 | 円 |
| 4 補助金返還額（2の額から3の額を差し引いた額）          | 金 | 円 |
- 5 添付資料
- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
  - (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
  - (3) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（写し）

様式第6号 別紙（第10条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区 分	課税仕入れ				非課税仕入れ	合計
		課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応分		
経 費 の 内 訳						

(2) 課税売上割合                    %

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法